

現 場 説 明 書	
工事名称	千葉県立流山北高等学校屋内プール膜屋根改修工事
説 明 事 項	1. 設計図書等（本現場説明書や工事特記仕様書並びに図面等の書類をいう。）に十分目を通し、受注者が履行すべき事項を把握して入札すること。 なお、設計図書等の記載事項に、疑義がある場合は必ず質問すること。 2. 千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき、本工事の請負契約の適正化等に努めること。 3. 本工事契約後に監督員等の承諾・確認等受けるべき工事関連書類は、営繕課 HP 内「県発注営繕工事関連提出書類一覧」を確認して作成すること。 4. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、「建設業退職金共済証紙購入状況の確認について（千葉県）」を遵守すること。 https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/documents/kentaikyo-manual.pdf 5. 受注者は、本工事が対象となる請負業者賠償責任保険等の保険に加入し、保険証書の写しを提出すること。なお、受注者が自社事業全体を対象として年間で一括加入している場合は、その証書の写しと付保証明書の原本を提出すること。 6. 法令等による申請又は提出書類は一覧表を作成し、遅滞なく関係機関に提出すること。 作成した一覧表は、1 部を監督員に提出し双方で管理する。 7. 工事箇所の近隣住民並びに近隣施設とのトラブルが発生しないよう配慮すること。 万一、発生した場合は受注者側で処理すること。 8. 施設管理者と連絡を密に取り、施設の運営に支障を及ぼさないこと。 また、施設利用者に対する安全対策を十分図ること。 9. 本工事を受注した場合は、適正な賃金台帳を作成し、その台帳に基づく調査票等の作成及び事業所の訪問調査・指導に協力すること。 また、本工事の一部について下請契約を締結する場合も、下請業者は同様の義務を負う旨、下請契約に定めること。 （労務費調査：請負金額が 1000 万円以上で、10 月に現場施工する工事が対象） 10. 本工事は、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第 2 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項に基づく現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない工事である。 11. 受注者からの協議により、やむを得ず「手すり先行工法に関するガイドライン」による設置及び手すり専用足場型と同等の機能を有する足場の設置が不可能となった場合は、設計変更の対象とする。 12. 本工事を施工するにあたり、使用する建設機械においては、低騒音建設機械及び排出ガス対策型建設機械を使用することとし、併せて低振動型建設機械を使用するよう努めること。 13. 本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。 なお、調査票は、以下に掲載している。 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html 14. 本工事はフレックス工期契約制度の適用工事である。（工事特記仕様書を参照のこと。）

